

2024 年度シオン園事業計画

1 施設の基本理念

- (1) 一人ひとりの子どもが、自分は愛されるために生まれてきたことを実感できるように寄り添います。
- (2) 一人ひとりの子どもが、自分の尊さに気づき、誇りを持って生活できるように支えます。
- (3) 一人ひとりの子どもが、自分の将来に希望を見出せるよう応援します。
- (4) 一人ひとりの子どもが、神様の愛を知り、その愛を実践する人になるよう願います。

2 2023 年度の主な取り組み

(1) 子どもの権利も職員の権利も大切にされる職場風土の醸成

- ・子どもや職員の権利や性教育については、計画的な研修に基づき学習できた。
- ・子ども達からの要望により各ホームに設置した Wi-Fi についても SNS 委員会による学習会及びルール化により守られている。

(2) 小規模化、地域分散化を支える人材の確保と育成

- ・人材の確保については、厳しい状況が続いているが職員同士の協力により対応できた。
- ・人材育成については、各職員にあった研修や希望する研修の受講と復命により職員同士で共有できた。

(3) 働きやすい職場に近づくための環境整備と業務の在り方検討」

- ・施設としての組織体制ができていなかったが、規則等の基本の周知により浸透してきた。時間外についても事前伺制度、計画的な有給休暇取得など良くなってきている。
- ・施設長と職員の間で明確な主任制度を導入したことにより、チームでの業務の進捗状況など把握できるようになりつつある。

(4) 4 事業連携による在宅児童(家庭)支援の強化

- ・各事業所の連携による支援については、記録システムの導入等により強化できた。また、毎月の充足率等についても見える化(グラフ等)し、誰もが把握できるようになった。

(5) 数字根拠をもとに先を見通した計画的な予算運営

- ・充足率や収支については、運営委員会等で毎月掲示し職員が現状を把握するようになった。
- ・2024 年度の予算については、各部署から行事計画及び予算要求を提出してもらい、各主任が収支の確認や行事の必要性を査定する方式を取り入れ今後の計画的な運営の第一歩とした。

3 2024 年度の取組方針

(1) 事業の運営に関する方針

- ① 分園型小規模グループケアへの移行。

<目標>

- ・2025年3月末までに、各ホームの定員を全て6人以下とするために、分園化に取り組む。(方針(1)①関係)。

(2) 組織の管理運営に関する方針

- ① 職員の確保と自己研鑽できる職員の養成。
- ② 報告・連絡・相談・確認の徹底。

<目標>

- ・年度当初より職員採用計画を策定し、学校訪問や実習生の受け入れ等を積極的に行い職員採用に繋げる。(方針(2)①関係)。
- ・グループではなく、チームとしての成長を目指す(方針(2)②関係)。

(3) 経営（財務基盤強化、利用者確保など）に関する方針

- ① 財政基盤の安定。
- ② 各部署等からの積み上げ・査定方式での予算作成・収支管理。
- ③ 毎月の充足率や収支の確認。

<目標>

- ・2023年度の3事業所の充足率等を維持し(養護90%、児家セン120件/月、学童95%)、財政基盤の安定を図る(方針(3)①関係)。
- ・予算については、各部署より事業・行事計画等に伴う要求及び主任等の査定形式とし、予算についても把握してもらう(方針(3)①、(3)②、(3)③関係)。
- ・毎月の収入と支出を運営委員会で確認し、職員全体でのコスト・収支を意識する風土づくり(方針(3)③関係)。

(4) 重要な施設整備や機器導入等に関する方針

- ① 分園型小規模グループケアへの移行。
- ② 本体施設のLED化。

<目標>

- ・分園型小規模グループケアの移行については、費用が発生しない賃貸方式(措置費充当)を検討する(方針(1)①、(3)①、(4)①関係)。
- ・本体施設のLED化を推進する。併せて補助金活用についても進める。(方針(4)②関係)。

(5) その他

- ① 児童の権利も職員の権利も大切にされる職場風土の醸成。

<目標>

- ・児童と一緒に支援計画を作成し、児童と職員と一緒に成長を楽しみ育つ職場（方針(2)①、(5)①関係）。

4 2024年度の具体的な取組

(1)分園型小規模グループケアへの移行（方針(1)①、(3)①、(4)①関係）

- 2024年4月より分園化委員会(運営委員会)を設置し、2025年3月末までに、小規模施設加算の基準である各ホームの定員を全て6人以下とし、本体定員30人を維持するために2025年4月に分園できるように取組む(年間通して)。
- 分園化については、建設費や維持費等について負担が発生しないように、年度当初より県と協議し、賃貸形式を取入れ措置費対応で協議する(年間通して)。

(2)職員の確保（方針(2)①関係）

- 職員の出身校や昨年度までの実習受入れ先の全学校へ訪問し、新規採用3人を目指す(年間通して)。

(3)報告・連絡・相談・確認の徹底（方針(2)①、(2)②関係）

- 新入職員等に、法人や事業所の関係規則等について、周知徹底するための勉強会を4月中に開催する(4月)。
- 記録ソフトの導入により児童の様子や記録は整備されているが、業務日誌が整備されていないため、まずは紙媒体で2024年4月より導入する。(4月)。
- 事業所としての組織や主任等の役割等について理解してもらうために、主任等を任命する(4月)。

(4)充足率等の確保（方針(3)①、(3)②、(3)③関係）

- 毎月の充足率等や収支について、運営委員会等で提示し、職員と共有する(年間通して)。

(5)予算作成（方針(3)①、(3)②、(3)③関係）

- 予算については、各部署より事業・行事計画等に伴う要求及び主任等の査定方式をとり、必要な予算執行とコスト意識を把握してもらう(年間通して)。

(6)本体施設のLED化（方針(3)①、(4)②関係）

- 2020年末に蛍光灯の生産が終了しても、本体施設についてはLED化が全く進んでいないため、光熱水費の抑制等を含め検討し推進する。併せて補助金活用についても進める(6月)。

(7)共同支援計画作成（方針(5)①関係）

- 小学生以上の子ども自身が職員と一緒に自立支援計画を作成し、施設長が子どもに確認する(年間通して)。